平成２４年（フ）第１１８号
岡山県浅口市鴨方町六条院東2703番地１
債務者　赤塚　道治
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン21―1101号
債務者　門矢　右文
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８３号
高知市神田1838番地１
債務者　池上　静子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９１号
高知市西秦泉寺152番地３　ヴィラ西秦103
債務者　髙田　菜摘
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９６号
高知県南国市東山町２丁目５番２号
債務者　竹田百合子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９８号
高知市桟橋通１丁目４番３号　クラシエ３―101号
債務者　溝渕　靖子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０３号
高知市愛宕町４丁目16番15号　ゆたかハイツ202号
債務者　髙島　　暹
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５号
沖縄県宮古島市平良字久貝670番地４
債務者　高江洲輝之
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第４３４号
札幌市豊平区月寒西５条８丁目３番４－２号
債務者　ラミレス　メサ　デ　ソガ　マリア　クリスティーナ
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４７号
札幌市東区北30条東13丁目２番22―203号
債務者　橋本　隆幸
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６２号
札幌市東区北23条東３丁目６番10―301号
債務者　武石　　優
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９１号
札幌市北区新琴似６条５丁目４番23号
債務者　高林まさ子
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００１号
札幌市南区石山１条７丁目８番15号
債務者　後藤　静代
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２６号
札幌市東区北18条東１丁目２番11号　コーポラス50―215号
債務者　高野裕美子（旧姓入澤）
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３１号
北海道江別市野幌美幸町26番地の７
債務者　打矢　弘美
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４９号
札幌市豊平区平岸１条16丁目８番５号　愛果荘Ｇ号
債務者　片桐　美奈
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
宮城県白石市福岡蔵本字樋ノ口11番地
債務者　半澤　哲夫
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部